

さいたま市文化財保存活用地域計画（素案）に対する 各種意見

1 文化庁長尾調査官からの指摘事項（令和 6 年 3 月 12 日文化庁での対面協議）

- ・ 6 P 序章 第 1 節 計画作成の背景と目的 について、SDGs の表現を市の方針として示すのであれば、この地域計画との位置づけをよく考えること。特に 17 の目標に対する 169 のターゲットも理解したうえで議論して欲しい。

→ターゲットを確認し、序章の中に具体的に文言挿入した。

- ・ 7 P 序章 第 2 節 計画の位置づけ（1）上位計画について、文化財保存活用地域計画とどう関連づいているのか、少なくとも「さいたま市総合振興計画」について、市が目指す将来像を具体的に示し、それが文化財保存活用地域計画と同じ方向性にあるか確認すること。

→さいたま市総合振興計画内にある 2 つの将来像について、具体的に文言挿入した。

- ・ 13 P 第 3 節 計画の対象（1）計画の対象となる用語の定義 「④歴史文化」について、市独自に定義付けすることは否定しないが、文化庁で定義づけしている「歴史文化」と大きな乖離がないようにすること。

→文化庁の「歴史文化基本構想」の中で定義づけされている「歴史文化とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものである。文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、本技術指針という文化財の周辺環境のことである。」と大きな乖離が無いように定義づけた。

- ・ 19 P 第 1 章 さいたま市の概要 第 1 節 自然的・地理的環境（1）位置と面積について、地図と対比して、その位置関係を分かりやすく表現すること。

→東側の春日部市から時計回りで隣接市を順に並べて表記した。

- ・ 19 P （2）地形・地質のうち、地形について 2 行で説明しているが、後に記述している河川などキーワードとして表現されておらずもっと説明すべき内容があるだろう。

→地形に関する説明量を増やした。現在、ほかのキーワードで追記する必要があるか精査中。

- ・ 地質の説明について、下総層群と関東ローム層の関係について整理して説明すること。

→下総層群と関東ローム層の説明をより簡素化した。さらに簡素化できるか検討中。

- ・ 2 1 P（４）生態系①植物について、一般的にみられる植物の説明を飛ばして、いきなり希少植物の説明になっている。表現が専門的過ぎて分かりにくい。

→一般的に生息しやすい常緑広葉樹林についての説明を先にした。なるべく簡単な表現に訂正した。

- ・ 2 3 P第２節 社会的状況（１）市域の変遷について、明治 21（1888）年に公布された市制・町村制とあるが、当時のさいたま市に市制は関係ないので削除すること。

→市制を削除済み

- ・ 3 1 P（２）人口と世帯について、人口は住民基本台帳上の最新の値に変更可能なので仮の値としてとらえること。

→現在のところ令和 6 年 4 月 1 日現在の数値としてある。

- ・ 3 2 P（３）「大宮駅は・・・全国有数のターミナル駅」としているが、ターミナルは終着駅に用いる言葉であり、新幹線は通過している。1 1 P 関連計画の中で「大宮駅グランドセントラルステーション化構想」と、街にとっての大きな中央駅だと言っている。なんでターミナルなのか聞かれたときに答えられるようにすること。そんなにターミナルが格好のいい言葉ではない。

→大宮駅がターミナル駅という言葉は現在でもさいたま市史でも使われている。鉄道関係者に言わせればターミナル駅とは異なると言われるだろうとの調査官の意見を受け鉄道に精通する学芸員等に相談中。

- ・ 3 5 P（４）産業「15 歳以上就業者の職業（大分類）別割合の推移」を載せる必要があるのか。さいたま市に居住している人のほとんどが市内で働いている、居住も就職先も同一市内で完結しているということであれば、文化財の担い手を考察するうえで意味があるだろう。しかし、さいたま市民の大半は市外、主に都内に働きに出てしまっている。載せるのであれば、文化財保存活用地域計画との関連性を書き出してほしい。あるいは削除するか。

→さいたま市の住民の職業別割合を掲載することが、文化財保存活用地域計画を考えるうえで意味ある表なのか改めて検証し、削除も見据え検討中

- ・ 3 6 P（５）農業について、前半は伝統的な農業の説明から入り、後半はこれらと同じ環境を使って違う作物を作り始めていて伝統を圧迫しているという意味で受け止めたが、それならそうした議論を入れるのか入れないのか、そういうことではないのか。

→ヨーロッパ野菜の育成に関しては、現在、市でも積極的に PR しているところであり、決して、伝統農業を圧迫しているものではない。今後のさいたま市の農業を考えるうえで必

要不可欠である。

- ・ 37 P (6) 工業について、文化財保存活用地域計画と関連付けて何を言いたいのか。さいたま市にとって歴史的に関連付けをして歌うのであれば意味がある。

→交通の便もよく、特に吉野原工業団地を中心に、内陸型の工業が発達した歴史経緯について言及し文言を追加した。

- ・ 38 P (7) 商業について、行政区別に並べたのは、意味があるのか。現状はこうなっているがそこに至る趨勢を入れるべきではないか。

→区ごとの事業所数に差がなぜあるのか考察を加えた。

- ・ 41 P (5) 観光については、昔から現在の観光のことが書いてあるが、その下の観光の入込客数の状況の図表を入れたのであればそこから読み取れる情報、そこから地域計画についてどう位置付けていくのかについて説明すること。観光地点とイベントについても定義づけを入れてほしい。

→観光地点とイベントの定義は観光庁による調査でどの地点が観光地点かイベントかは明確に表記されていないため、それぞれの定義を加え、文言を追加してみた。

- ・ 42 P (6) 土地利用について、山林の土地利用が1割に満たないのは珍しい、特筆すべきではないか。自然的土地利用として例えば河川とか、あるいは都市的土地利用としての公園緑地などは生態系を補う意味もあると思うので、そういうことも含め紹介して欲しい。

→「山林の土地利用が1割に満たないことは、近世以降、田畑へと開墾し、近年では、住宅用地へと開発された結果と考えられます。」との文言を追加し修正済み

- ・ 44 P (8) 歴史文化施設について、地域計画で使いたい施設、使いうる施設についても併せて載せてみるのもいいのではないか

→どれだけの施設があるか検討中

- ・ 47 P 第3節 歴史的背景 (1) 古代②縄文時代について、「早期になると市内の遺跡は増加します」とあるが、早期の縄文人が遺跡を作ったということか。「・・・になると」という表現の使い方を意識して使い分けること。

→「草創期は、えんぎ山遺跡（緑区大崎）など数遺跡で土器が見つかっています。早期になると、住居跡や炉跡など生活の痕跡が増加します。」と表現を変更した。

- ・ 47 P 「本市に所在する前期の貝塚の主な特徴は、・・・」以降の現象と理由についてもう少し整理して書いて欲しい。

→特徴と理由の2文に分け、簡略化した。

- ・ 48 P 「搔き傷の痕が残るウルシの木」について、現在まで生息している木と読み取れてしまう。

→「が出土しており」との文言を追加し修正済み

- ・ 50 P (2) 古代（古墳～平安時代）①古墳時代について、さいたまに古墳が多いということは、文化財保存活用地域計画上どう展開するのか。遺跡に対する思いだけでなく計画に対する思いについて考えてほしい。

→古墳が多いことは、当時の中心的地域の一つと考えられ、背景に水田と河川の存在があります。本計画では、関連文化財群「川の恵みと闘い」の中で、古墳を取り上げており、まずは古墳のデータ整理に取組ます。

- ・ 52 P (3) 中世（鎌倉～戦国時代）①鎌倉・南北朝・室町時代の中に鎌倉街道について説明があるが図示できるのであれば加えたほうが分かりやすい。

→正確な鎌倉街道の図を示すことが難しい。

- ・ 56 P (4) 近世（江戸時代）について、小田原攻めのお話を江戸時代で書くのでいいのか。

→文言修正済み。

- ・ 57 P 街道の整備等、「・・・されました」という受動態の表現が散見される。主語を明示し能動態で書くようにしてよいのではないか。

→極力、幕府を主語として能動態としてみた。

- ・ (4) 近世（江戸時代）について、例えば祇園祭などのお祭りなどを書き加えられないか。民俗芸能が江戸時代の中期や後期に始まったということ为例示できるとよい。

→代表的な祇園祭としては、砂の万灯を説明に加えた。その他の祇園祭も追加するか検討中。

- ・ 73 P 第2章 さいたま市の歴史文化遺産の概要と特徴第1節 何をどういった順番で書くのかフォーマットを統一すること。それが時々崩れているところがある。地域計画にとって必要な情報があれば十分で、全部を書く必要性はない、代表的なものを書くだけで、もう少し削ってもよい。

→文化財類型ごとに、国・県・市指定文化財の件数の内訳、特徴のあるもの、時代順、国→県→市の順番となるよう修正した。

・同じく文化財類型ごとに〔指定・登録〕と〔歴史文化遺産〕とを分けて説明するのはいいが、〔歴史文化遺産〕で説明している内容が未指定のものなら、それがわかるように表記すること。

→見出しについて〔歴史文化遺産（指定・登録を除く）〕と表記するようにした。

・81P⑤美術工芸品（書跡・典籍）については、書跡と典籍で別々に説明するのか。類型としては、書跡・典籍は一種でよい。

→合わせて説明するようにした。

・96P②名勝地について、〔歴史文化遺産〕の中に「現在、名勝地の指定はありません。」とするか、〔指定・登録〕の中に入れたほうが良い。

→修正済

・99P第2章 さいたま市の歴史文化遺産の概要と特徴第1節 さいたま市の歴史文化遺産の概要④旧跡という文化財の類型は埼玉県のみで良いか。埼玉県に確認しておくこと。

→県に文言を作成し県から了解を得て文言を挿入済

・第2章 さいたま市の歴史文化遺産の概要と特徴については、今後、報道発表の資料を揃えるとなるともう少し写真があったほうが良い。

→著作権等問題ない写真を精査中、増やしていく方針。

・102P 第3章 さいたま市の歴史文化の特性 第1節 歴史文化の特性について、「歴史文化について大きく捉えると、以下の7つの特性に分けることができます。」とあるが7つでセパレートするものではないはず。「まとめることができます。」とか表現を変えること。

→「以下の7つの特性に整理できます。」とした。

・102P 第3章 さいたま市の歴史文化の特性 第1節 歴史文化の特性について、7つの特性を、前半で概要を説明し、後半2～3行程度でまとめを設け、今のうちに用意しておくこと。後々、報道発表資料を作成する際、必要となってくる。

→7つの特性ごとに、3行から4行程度でまとめ特出しした。

- ・ 110 P 第4章 歴史文化遺産の把握調査 第1節 既存の把握調査の概要について、
「一見すると地域差が見られませんが、種別の中でさらに細かく見てみると・・・」と
表現しているが下の表からでは分からないのではないか。

→「細かく見てみると」の表現を削除した。

- ・ 110 P 例えば、「ある市では庚申塔や涅槃図の調査が進んでいたが、」とあるが、「ある市」とは具体的に記載してもよい。

→大宮市と入れる。

- ・ 111 P 「市の宝」が何ら定義づけされずに唐突にカッコ付で特出しされているのがおかしい。将来像につなげるのであれば市民の「宝」とかにしてスムーズにつなげてみて
どうか。

→調査官のアドバイスとおり、市民の「宝」に修正した。

- ・ 114 P 第6章 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題・方針・措置について、4つの課題に対して1つ目の課題に対し（2）となったり、課題を4つに分けたために、番号にズレが生じて、後まで引きづっている。

→各課題に対応するように()の番号を訂正した。

- ・ 122 P 第3節 保存・活用に関する措置（1）措置の考え方のところ、財源として
「デジタル田園都市国家構想交付金」を入れておくように。

→指示とおり文言を追加した

- ・ 措置表について取組主体について、P180にある市民・団体と相対応しているか。
ボランティア等が主体で、市報等でお知らせしているものなど、市も関わって活動している団体等の取組について見落としが無いようにすること。

→再チェック中

- ・ 130 P 第7章 歴史文化遺産の総合的な保存・活用 第1節 文化財保存活用区域の設定（1）見沼周辺区域の地図について、見沼田んぼのエリアのみではなく、その周辺の区域も範囲に入るので、高台に当たる部分も例えば等高線などで示せるような意味のある図にしましょう。特にエリアの線引きは対市民に対し明確に説明できるようにすること。

→現在対応中

- ・ 1 3 2 P 以降の「歴史文化遺産一覧」について、分類の欄には文化財の類型を書くこと。例えば、博物館等拠点施設については歴史文化遺産には入らないので欄外にしてください。

→現在対応中

- ・ 1 3 3 P (2) 氷川神社・大宮宿周辺区域のコクーンシティについて、施設として活用したいということであれば商業施設として欄外、片岡製糸場の跡地として意味を持たせるなら分類の中で文化財の類型に当てはめてください。

→現在どちらにすべきか検討中

- ・ 1 4 2 P (5) 岩槻城周辺区域について、龍門寺、浄国寺、真福寺などが色がついていない箇所もエリア設定するなら飛び地でも境内地などを色付けすること。

→他のエリアも含め図を直せるよう調整中

- ・ 1 5 5 P 関連文化財群について、例えば、(1) 縄文ウォーターフロント 関連文化財群の概要がどの歴史文化の特性のうちどれに関連づいているか当てはまるかを示すこと。また、群ごとに2～3行程度にまとめの文章を作ること。

→まとめの文章を作成した。

- ・ 1 7 8 P 以降の第9章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制 第1節 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制①文化財を所管する部署・組織について、定員数等変更があれば新しい数値に訂正するようにそなえてください。

→新年度の定員数を再度確認中

2 さいたま市文化財保護審議会（R6.3.26 開催）で意見徴集した内容（一部）

- ・ 1 3 P にある第3節 計画の対象 (1) 計画の対象となる用語の定義の下にある概念図について、歴史文化遺産の定義や基準が明確ではなく、今後「歴史文化」から「歴史文化遺産」に移るものの可能性を考慮して点線にしておくのが望ましいと考え、歴史文化遺産及び歴史文化の間を点線にすることを提案する。

→歴史文化から歴史文化遺産へ移るケースとはどんなものが想定されるか検討中

- ・ 1 4 P の計画期間について、本文の「令和6年度（2024）～13年度（2031）」は「～12年度（2030）」ではないか。

→修正済み

- ・ 本計画はどのような人が見ることができるのか。購入もできるのか。

→販売は検討していない。HP 等で広く周知できるようにする。

- ・第9章まで文化庁の指針に基づき作成されていると思うが、序章に対応する形で終章を設け最後をまとめられないか。

→文化庁の方針に従って、最後はPDCAを行い、計画の進捗状況を審査する予定

- ・さいたま市の特性であり行政上の区域であるが、行政上の区域と地域を無前提で同一視して話を進めると、「さいたま市の文化財、歴史文化遺産」の輪郭がぼやけてしまうのではないか。序章の中で、地域をはっきり、定義づけする必要があるのではないか。

→第1章以降からさいたま市の多面的な特性が述べられており、序章で地域を定義づける必要があるのか検討中（地域とは、可変的であることは確かだが旧石器時代までさかのぼれば地域はあってないようなものである）

- ・歴史では行政区域と地域概念は異なり、その位置づけは必要なのではないかと思う。また、5地区設定が固定化されて観光案内のような位置づけにならないように、本計画が謳うようにさいたま市民が文化財を大切にできるようモデルコースを提示する素案であるという位置づけにできればよいのではないかと思う。

→行政区域と地域の位置づけについては、一つ前の設問同様、現在検討中。5地区に固定化するものでないことを本文中（128P）に明記した。モデルコースについては、逆に周遊コースを求めるものではないので、今回急いで設定する必要はなく、場合によっては計画を取組なかで広く意見を聞きながら必要に応じ作成するものとする。

- ・47P以降の小見出し「旧石器時代」、「縄文時代」、「弥生時代」、「古代（古墳～平安時代）」という並びはおかしいので、「原始時代」、「古代」、「中世」という並びの中で、「原始時代」の中に「旧石器時代」、「縄文時代」、「弥生時代」という形にして整合性を図る必要があると思う。

→修正対応済

- ・55P以降の近世（江戸時代）の記載について、「① 近世初頭の社会整備」、「② 地域の開発と賑わいの創出」、「③ 江戸時代後期の諸相」とあるが、小見出しの言葉の並びがバラバラで、整理してほしい。さらに、56Pについて、近世中期以降2万石程度である岩槻藩の歴代藩主の表があまりに大きいと思われる。近世史の持っているさいたま市の歴史観が現れるような表記にしてほしい。

→小見出しを変更し、文章の配置を整理した。さいたま市の歴史を考察する上では、やはり、歴代藩主を列記する必要があると考えるため、藩主の表を簡略化した。

- ・ 84 P 歴史文化遺産としての美術工芸品（古文書）の記載の中で、永田家文書だけ大きく取り扱われているが、未指定の文化財は多くあることが伝わるような表現を希望する。さらに、さいたま市は全国からの移住者が多く、移住者が持っている知られざる古文書等も残っていると思われるので、そのようなさいたま市の特性も追記してもらえると、未指定文化財の記載の厚みも出てくるのではないかな。

→委員からの意見を再確認し、市川家文書、関野家文書を加える。河内家文書（岩槻藩士の文書）も挙げたが千葉の博物館へ寄贈済のため追記できず。

- ・ 106 P 第4章 歴史文化遺産の把握調査 第1節 既存の把握調査の概要の中で、国重要文化財（歴史資料）「埼玉県行政文書」はもっと調査報告書があったはず。再度確認をお願いしたい。

→追加記載した。

- ・ 169 P 第7章 歴史文化遺産の総合的な保存・活用 第1節 文化財保存活用区域の設定として5地区設定とあるが、特出しについて特出しするとそれ以外の傾向の漏れにつながらないか。今後の歴史文化遺産の掘り起こし等によって追加あるいは重層的に設定し、地域を加えていく余地がある、という旨追記することで柔軟性を担保できるのではないかな。歴史文化遺産を、さいたま市に関わる全ての人々の取り組みによって見つけ出されゆく可変的なものだと思えるならば、本計画の中に歴史文化遺産の申請等についても盛り込む等の検討も必要ではないかな。

→5地区に固定化するものでないことを本文中（128 P）に明記した。歴史文化遺産は、単純に調査などによって新たに知覚すればリスト化するもので、申請などにより増やしていくものではない。指定ではなく（または指定には達しない）、特に遺していくものがあるということであれば、登録制度だと思う。登録制度については、措置表（60 番）にもあるとおり、今後検討していく予定である。